

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法、その他関係法令及び条例などに基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給などを行う。 子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②支給認定事務 ③利用調整事務 ④利用者負担額など算定・徴収事務 ⑤施設型給付事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑦施設等利用給付事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、施設利用状況情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 こども未来課 こども支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から提供がない場合は申請を受け付けない。また、偶然見えることを防止するため、処理中だが、窓口対応のため、席を離れる場合は、決まった蓋付きの箱に入れ、処理終了後は、鍵付きのロッカーにて保管している。 さらに、決裁に添付する際は、「特定個人情報取扱文書につき取扱注意」を起案書に記載している。	

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	処理中の偶然担当以外に目を触れないようしているため。処理後は鍵付きのロッカーで保管しているため。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署、所属長	健康福祉課長 三浦 明	健康福祉課長 松原 伸好	事後	人事異動による
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	(記載なし)	・子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	内容の見直しによる
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉課	こども未来課	事後	機構改革による
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署、所属長	健康福祉課長 松原 伸好	こども未来課 吉村 伸一	事後	機構改革による
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ、連絡先	田原本町 健康福祉課 子育て支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-34-2098)	田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 (0744-33-9036)	事後	機構改革による
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 吉村 伸一	住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 棚井 孝安	事後	人事異動による
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	こども未来課長 吉村 伸一	住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 棚井 孝安	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職	住民福祉部次長こども未来課長事務取扱 棚井 孝安	こども未来課長	事後	人事異動による
平成31年4月1日	連絡先	田原本町 こども未来課 子育て相談係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036	田原本町 こども未来課 こども支援係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-33-9036	事後	機構改革による
平成31年4月1日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>子ども子育て支援法、その他関係法令及び条例などに基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給などを行う。</p> <p>子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認事務 ②支給認定事務 ③利用調整事務 ④利用者負担額など算定・徴収事務 ⑤施設型給付事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>	<p>子ども子育て支援法、その他関係法令及び条例などに基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給などを行う。</p> <p>子育てワンストップサービスでマイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出の受理などを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認事務 ②支給認定事務 ③利用調整事務 ④利用者負担額など算定・徴収事務 ⑤施設型給付事務 ⑥地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑦施設等利用給付事務</p>	事後	法令改正による
令和3年6月1日	情報ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠	<p>情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の〇の項 情報照会…番号法第19条第7号、同法別表第二の116の項</p>	<p>情報提供…番号法第19条第7号、同法別表第二の13の項 情報照会…番号法第19条第7号、同法別表第二の116の項</p>	事後	記載漏れによる
令和3年6月1日	請求先	電話番号 0744-34-2073	電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号変更による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	平成26年12月27日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和3年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	平成27年11月25日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和4年6月1日	評価実施機関における担当部 署①部署	住民福祉部こども未来課	健康福祉部こども未来課	事後	機構改革による
令和4年6月1日	情報ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠	<p>情報提供…番号法第19条第7号および別表第二の〇の項 情報照会…番号法第19条第7号、同法別表第二の116の項</p>	<p>情報提供…番号法第19条第8号、同法別表第二の13の項 情報照会…番号法第19条第8号、同法別表第二の116の項</p>	事後	番号法改正による
令和4年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和4年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者 数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	しきい値判断項目1. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の94の項	番号法第9条第1項、同法別表の127の項	事後	法令改正による
令和6年6月1日	情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	情報提供…番号法第19条第8号、同法別表第二の13の項 情報照会…番号法第19条第8号、同法別表第二の116の項	情報提供…番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の17の項 情報照会…番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の155の項	事後	法令改正による
令和6年6月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号変更による
令和6年6月1日	しきい値判断項目1. 対象人 数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和6年6月1日	しきい値判断項目2. 取扱者 数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値判断基準日による
令和7年6月1日	評価実施機関における担当部 署①部署	健康福祉部こども未来課	住民福祉部こども未来課	事後	機構改革による
令和7年6月1日	IVリスク対策 8記載				様式変更に伴う
令和7年6月1日	IVリスク対策 11記載				様式変更に伴う